

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	ビジネスセミナー及び交流会運営業務
発 注 課	総務局東京事務所
選 定 事 業 者	株式会社 八芳園
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本件イベントを実施するには、以下の条件が必須となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスの感染防止の観点から、約60名の来場参加者が一定間隔を空けて着席できる会場であること。 ・セミナーを円滑に実施できる機材を有し、約100名のオンライン視聴者に対する同時配信を可能にする十分な通信環境を整備している会場であること。 ・交流会は、札幌に関心を持つ企業関係者に札幌の魅力やPRし、おもてなしするという趣旨から、バリアフリーに対応した質の高い空間であり、かつ様々な演出が可能であること。また、札幌の食材を使用した立食形式での軽食を提供できること。 ・天候の変化に対応するため屋内での実施が可能であること。 ・新型コロナウイルスの感染状況に応じて、セミナーと交流会の開催形式を柔軟に変更ができる、大規模な会場であること。 ・セミナー終了後に交流会を実施するため、セミナー会場と交流会会場は同一または同じ建物内にあること。 <p>株式会社八芳園の有する「八芳園」の会場は、十分な広さとオンラインセミナーの配信環境を有し、またアクセス・立地も良く、感染対策を行いながらセミナー及び交流会を実施できる。また、当社はこれまで自治体を含めた多様なイベント経験や、東京2020オリンピック・パラリンピックに合わせた「2020ホストタウン・ハウス」の企画・イベントプロデュースを行うなど、豊富なノウハウを有している。2021年12月に当社主催で開催されたイベント「SAPPORO SMILE WEEK2021」では、当社がメニュー開発して販売した札幌グルメ（味噌ラーメン、パフェなど）が来場者から高い評価を受け、札幌のプロモーションに大きく貢献した。</p> <p>さらには、首都圏において同施設の認知度は極めて高く、300年を超える歴史ある庭園に隣接し落ち着いた雰囲気をもつ建物であることから、札幌に関心を持つ企業関係者をおもてなしするにあたり相応しい会場である。</p> <p>これらのことから、「八芳園」において本事業を実施することが適当であり、同施設にて、確実にイベントの企画・運営を行うには、会場・スタッフを有する株式会社八芳園と契約を締結することが不可欠である。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）
決 定 日	令和4年5月25日